

農林水産物・食品の輸出拡大に向けた取組について



2023年3月
農林水産省
北陸農政局

目次

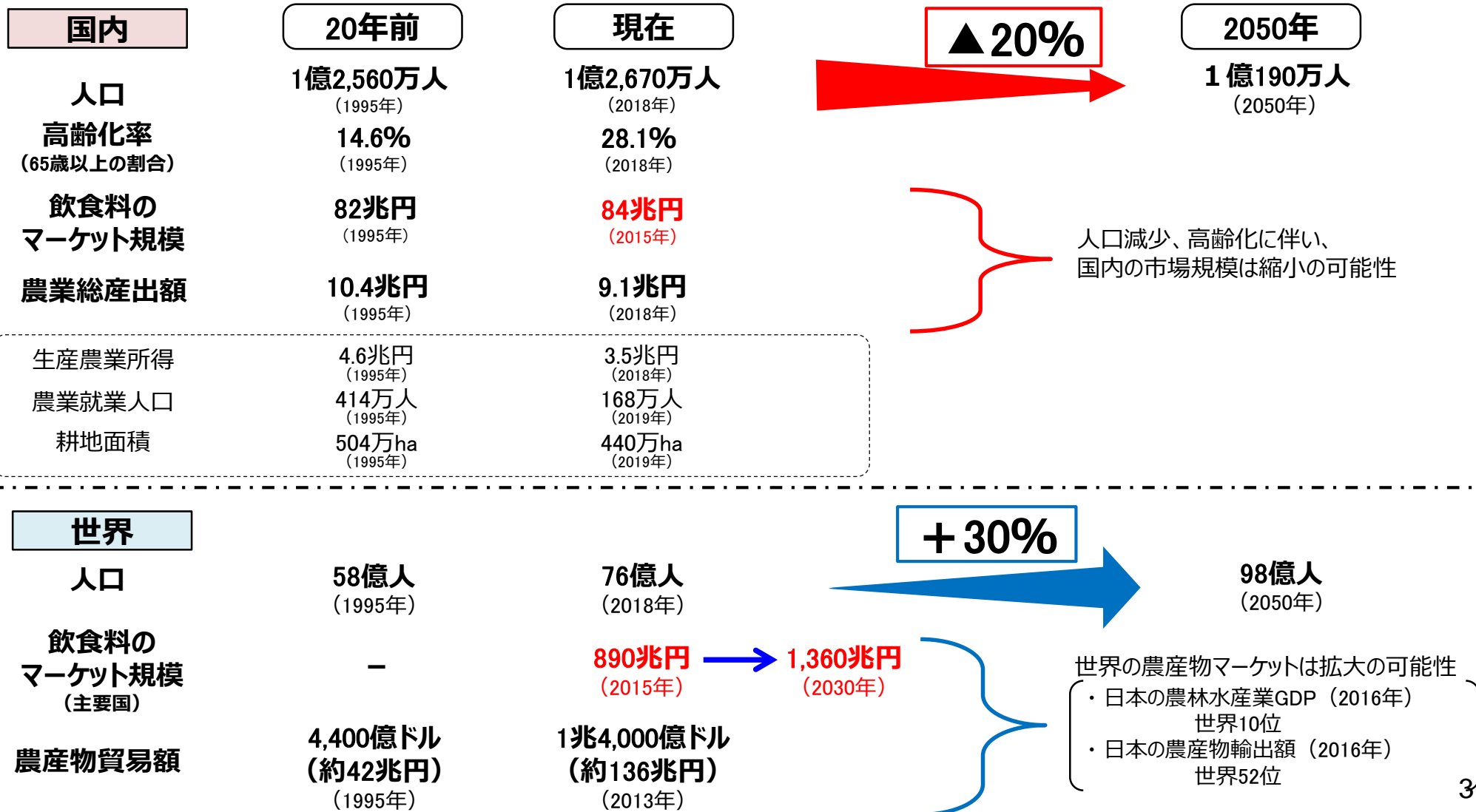
1. 農林水産物・食品の輸出の現状p.2
2. 輸出促進政策p.7
3. 北陸農政局における取組p.10
4. 食料・農業・農村基本法の検証・見直しについてp.25
- (参考)政府の輸出促進政策の概要p.31

1. 農林水産物・食品の輸出の現状



国内外の需要の変化

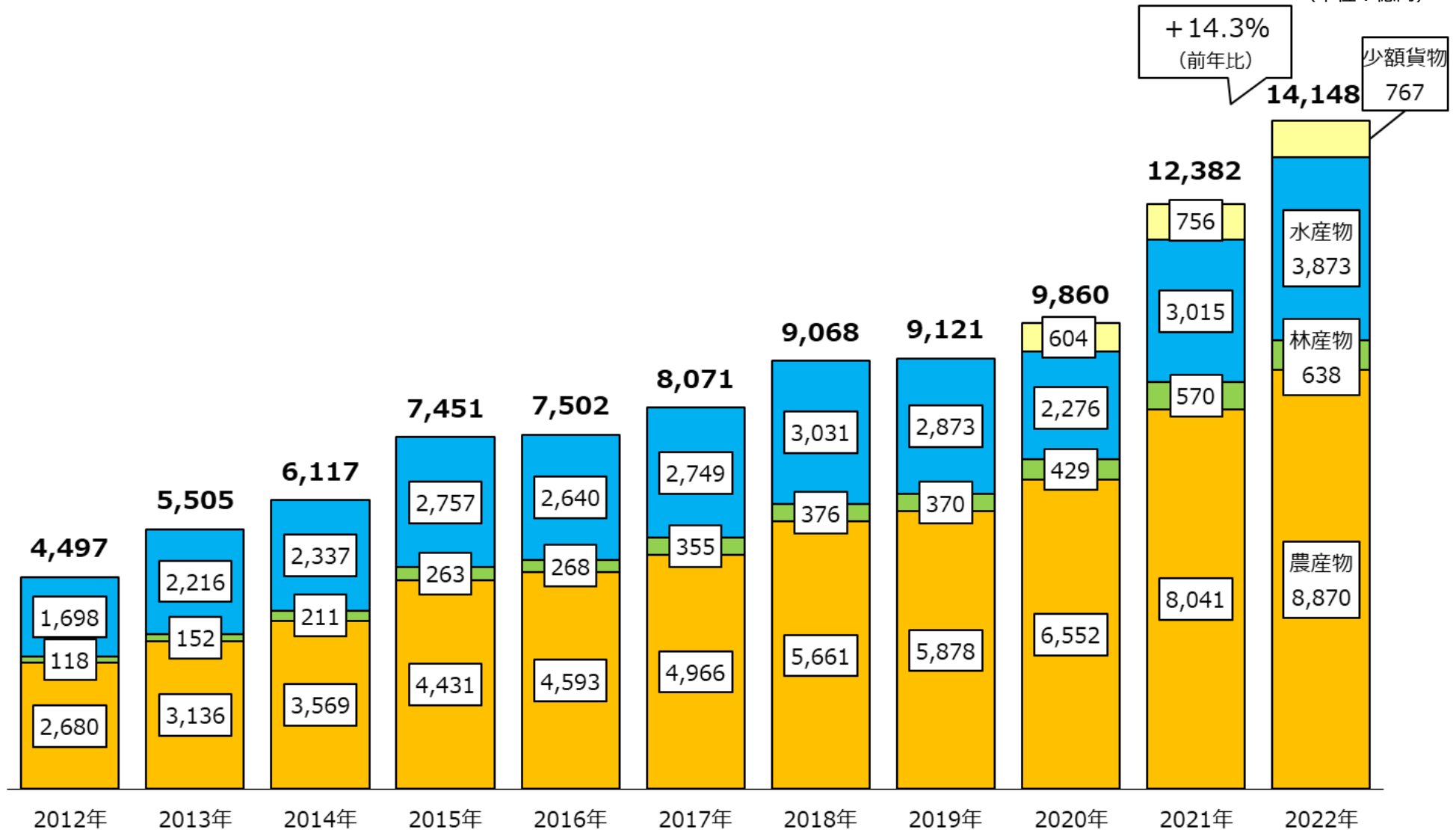
- 2050年には日本国内の人口は20%減少し、高齢化率は大きく増加することから、**今後国内の食市場の大きな拡大は見込めない。**
- 一方で、**世界人口は30%増加。**世界の食市場は、日本のマーケットとなる可能性。



農林水産物・食品 輸出額の推移

農林水産省
輸出・国際局

(単位：億円)



※財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

2022年の農林水産物・食品 輸出額（1-12月）品目別

品目	金額 (百万円)	前年比 (%)
加工食品	505,167	+9.9
アルコール飲料	139,224	+21.4
日本酒	47,492	+18.2
ウイスキー	56,078	+21.5
焼酎（泡盛を含む）	2,172	+24.4
ソース混合調味料	48,380	+11.2
清涼飲料水	48,215	+18.8
菓子（米菓を除く）	27,991	+14.6
醤油	9,396	+2.8
米菓（あられ・せんべい）	5,503	▲ 2.4
味噌	5,077	+14.1
畜産品	126,827	+11.3
畜産物	96,820	+8.6
牛肉	52,019	▲ 4.0
牛乳・乳製品	31,926	+30.9
鶏卵	8,546	+42.4
豚肉	2,326	▲ 10.6
鶏肉	2,003	+0.6
穀物等	62,696	+12.2
米（援助米除く）	7,382	+24.4
野菜・果実等	68,702	+20.6
青果物	47,492	+24.3
りんご	18,703	+15.4
ぶどう	5,390	+16.4
いちご	5,242	+29.1
もも	2,897	+24.8
かんしょ	2,789	+12.6
ながいも	2,690	+16.3
なし	1,346	+40.1
かんきつ	1,272	+15.5
かき	1,189	+50.0

品目	金額 (百万円)	前年比 (%)
その他農産物	123,612	+4.9
たばこ	12,710	▲ 12.7
緑茶	21,887	+7.2
花き	9,143	+7.5
植木等	7,385	+6.6
切花	1,514	+12.7
林産物	63,761	+11.9
丸太	20,559	▲ 2.4
合板	11,054	+46.9
製材	9,191	▲ 5.8
木製家具	6,893	+26.6
水産物（調製品除く）	300,448	+28.7
ホタテ貝（生鮮・冷蔵・冷凍等）	91,052	+42.4
ぶり	36,256	+32.7
真珠（天然・養殖）	23,753	+39.1
さば	18,802	▲ 14.6
かつお・まぐろ類	17,845	▲ 12.6
いわし	11,630	+56.2
たい	7,475	+48.3
さけ・ます	6,675	+88.5
すけとうたら	3,061	+53.3
さんま	285	▲ 55.1
水産調製品	86,878	+27.8
なまこ（調製）	18,405	+18.6
ホタテ貝（調製）	16,807	+108.0
練り製品	12,266	+9.0
貝柱調製品	3,914	▲ 34.4

※財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

※「牛肉」、「鶏卵」、「豚肉」、「鶏肉」、「かんしょ」、「かき」の金額はそれぞれの加工品を含む金額。「青果物」、「かんしょ」、「かき」の前年同月比は加工品を除く金額で算出

※「ぶり」の金額はぶり（活）を含む金額。但し、前年同月比はぶり（活）を除く金額で算出

2022年の農林水産物・食品 輸出額 国・地域別

農林水産省
輸出・国際局

順位	2022年1-12月（累計）							2022年12月（単月）				
	輸出先	輸出額 （億円）	金額 構成比 （%）	前年 同期比 （%）	輸出額内訳（億円）			輸出額 （億円）	前年 同月比 （%）	輸出額内訳（億円）		
					農産物	林産物	水産物			農産物	林産物	水産物
1	中華人民共和国	2,783	20.8	+25.2	1,671	241	871	235	+18.0	159	21	55
2	香港	2,086	15.6	▲ 4.8	1,315	16	755	232	+8.6	138	2	92
3	アメリカ合衆国	1,939	14.5	+15.2	1,323	76	539	158	▲ 10.2	106	5	47
4	台湾	1,489	11.1	+19.6	1,102	41	346	208	+17.4	167	5	36
5	ベトナム	724	5.4	+23.8	500	9	216	75	+2.8	54	1	21
6	大韓民国	667	5.0	+26.6	379	44	244	77	+18.0	39	4	34
7	シンガポール	562	4.2	+37.3	459	6	96	51	+13.2	40	1	10
8	タイ	506	3.8	+14.9	262	9	235	43	+6.7	26	1	15
9	フィリピン	314	2.3	+51.6	135	150	29	29	+32.1	13	13	3
10	オーストラリア	292	2.2	+27.1	250	3	39	27	+3.8	21	0	5
-	E U	680	5.1	+8.2	535	16	129	57	+0.3	47	1	9

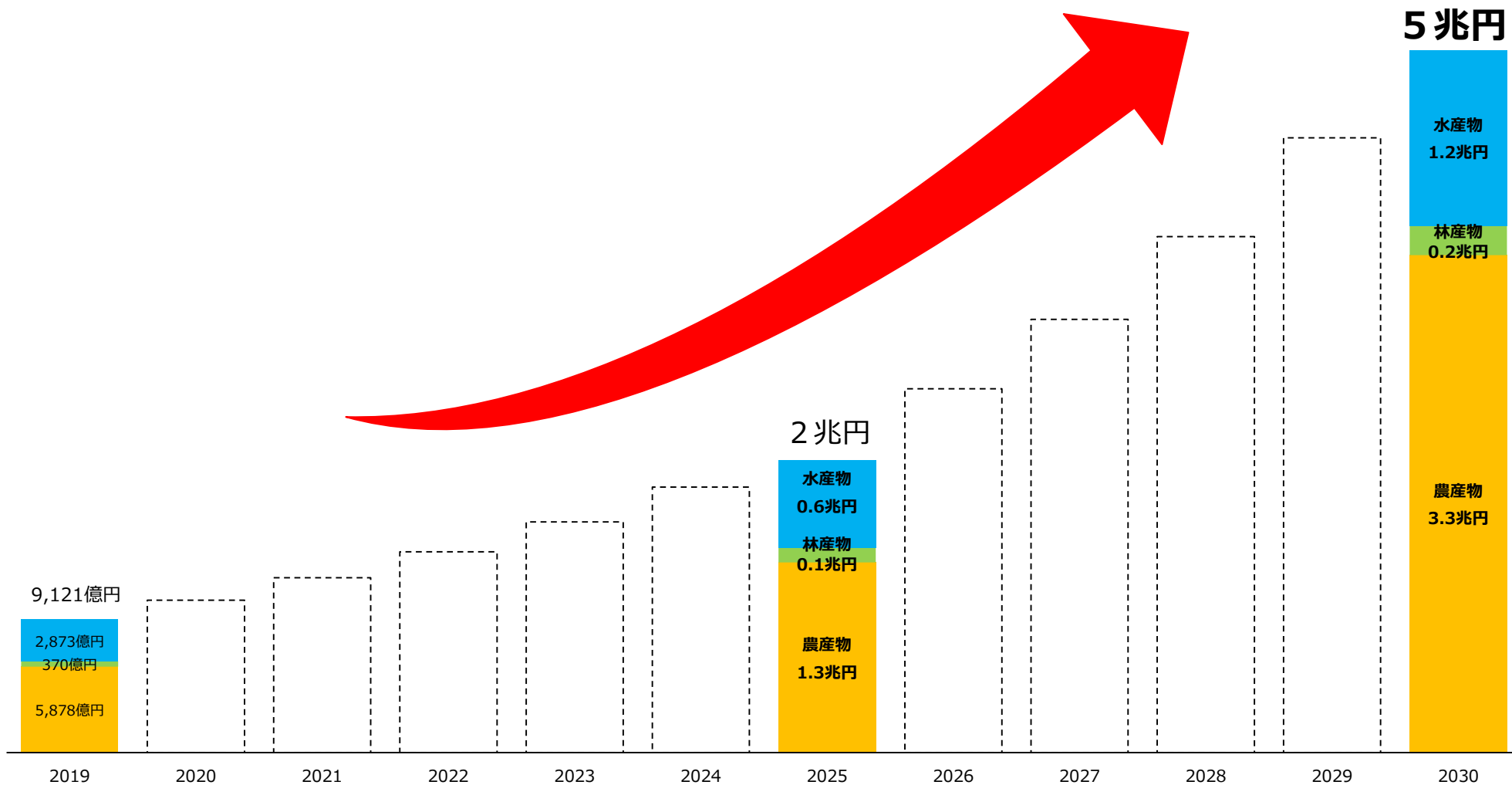
※財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

2. 輸出促進政策



新たな農林水産物・食品の輸出額目標

農林水産物・食品の輸出額を、2025年までに2兆円、2030年までに5兆円とすることを目指す。



※少額貨物（1ロット20万円以下）を新たに輸出額のカウントに追加

農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略（R4年12月改訂）について



戦略の趣旨

- 2025年2兆円・2030年5兆円目標の達成は、海外市場で求められるスペック（量・価格・品質・規格）の産品を専門的・継続的に生産・販売する（＝「マーケットイン」）体制整備が不可欠



改訂の概要

- 輸出促進法等の一部改正法の施行（R4年10月1日）等を踏まえ、R5年度に実施する施策、R6年度以降の実施に向け検討する施策について、その方向性を決定

3つの基本的な考え方と具体的施策

1. 日本の強みを最大限に発揮するための取組

- ①輸出重点品目(29品目)と輸出目標の設定
- ②輸出重点品目に係るターゲット国・地域、輸出目標、手段の明確化
- ③品目団体の組織化とその取組の強化
- ④輸出先国・地域における専門的・継続的な支援体制の強化
- ⑤JETRO・JFOODOと認定農林水産物・食品輸出促進団体等の連携
- ⑥日本食・食文化の情報発信におけるインバウンドとの連携

2. マーケットインの発想で輸出にチャレンジする事業者の支援

- ⑦リスクを取って輸出に取り組む事業者への投資の支援
- ⑧マーケットインの発想に基づく輸出産地・事業者の育成・展開
- ⑨大ロット・高品質・効率的な輸出等に対応可能な輸出物流の構築
- ⑩輸出向けに生産・流通を転換するフラッグシップ輸出産地の形成
- ⑪輸出を後押しする農林水産事業者・食品事業者の海外展開の支援

3. 政府一体となった輸出の障害の克服

- ⑫輸出先国・地域における輸入規制の撤廃
- ⑬輸出加速を支える政府一体としての体制整備
- ⑭輸出先国・地域の規制やニーズに対応した加工食品等への支援
- ⑮日本の強みを守るための知的財産対策強化

4. 国の組織体制の強化

3. 北陸農政局における取組



北陸農政局の輸出拡大に向けた取組方針（令和4年度）

北陸地域農林水産物等輸出促進連絡協議会

農政局輸出促進チーム

【輸出事業計画 実行支援】

【輸出事業計画数】

米・米加工品：11者・団体
 鶏肉：1コンソーシアム
 青果（梨、柿・干し柿）：2者・団体
 醤油：1団体
 大豆加工品：1者
 棒茶：1者
 アルコール飲料：3者・団体

輸出事業計画支援チーム

輸出事業計画の実現

【事業者への寄り添い支援】

輸出に取り組む（取り組む可能性のある）生産者・事業者を幅広く支援

【農林漁業者】

農林水産物生産

【加工事業者】

食品加工製造

GFPへの対応
訪問診断

GFP
GFPコミュニティサイト

コミュニティ内の
各サービスとの連携

ニーズを踏まえた
きめ細かい生産

国産原材料の
使用促進

【北陸からの混載輸出】

R3混載実証事業結果
報告会の開催

管内地域商社を核とした事業者
連携の促進

日本酒の混載輸出
に向けた取組

小口でもチャレンジできる
輸出環境の整備

【情報発信】

輸出促進メール
（月1回+a）

管内の関係者に対する各種
支援策・商談会等の
情報提供

【食文化発信】

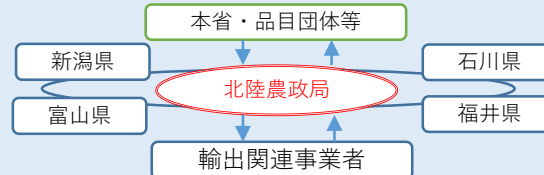
酒、料理・つまみ、器をセットに
した食文化発信

国内および国外の商談会等の
利用による需要促進

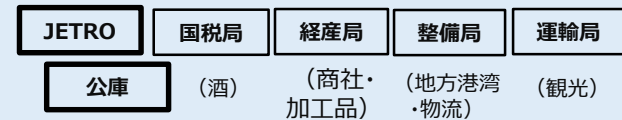
北陸の特色を踏まえた
情報をタイムリーに発信

【関係機関との縦×横連携】

輸出促進法の周知
情報提供、現場意見の吸い上げ
情報・意見交換会の開催 等



【他省庁等連携】



国産原材料の需要拡大・輸出の更なる拡大

北陸農政局管内における主な輸出事業計画

令和4年12月12日現在

	【新潟県】 策定主体（所在地）	品目
	新発田市輸出促進協議会（新発田市）	米
☆	日本ホワイトファーム新潟コンソーシアム（新発田市）	鶏肉
☆	新・新潟米ネットワーク合同会社（新潟市）	米
☆	全農新潟県本部（新潟市）	米、パックご飯、米粉及び米粉製品
☆	（株）新潟クボタ（新潟市）	米、パックご飯
	新潟県酒造組合（新潟市）	清酒
	にいがた有機農業輸出促進協議会（新潟市）	米
	（株）想樹（三条市）	梨
	越後製菓（株）（長岡市）	米菓、パックご飯、包装餅

9社

	【富山県】 策定主体（所在地）	品目
	（有）グリーンパワーなのはな（富山市）	米、米加工品
☆	（農事）富山干柿出荷組合連合会（南砺市）	干柿
☆	若鶴酒造株式会社（砺波市）	酒類（ウイスキー・リキュール・日本酒）
	（株）ウメケン（富山市）	健康食品

4社

	【石川県】 策定主体（所在地）	品目
	大野醤油醸造協業組合（金沢市）	オーガニックグルテンフリー醤油、オーガニック醤油、丸大豆醤油
	加賀建設（株）（金沢市）	棒茶
☆	全農石川県本部（金沢市）	米
	（有）わくわく手作りファーム川北（能美郡）	クラフトビール
☆	（株）ヤマト醤油味噌（金沢市）	醤油、味噌、調味料
	（株）オハラ（津幡町）	加工食品（くずきり、こんにやく総菜、焼芋ペースト）
☆	直源醤油株式会社	醤油、醤油加工品

7社

	【福井県】 策定主体（所在地）	品目
	（株）エコファームみかた（若狭町）	梅酒
☆	（株）ペントフォーク（福井市）	米、米加工品
	福井県農業協同組合（福井市）	米
	（株）マイセンファインフード（鯖江市）	大豆加工品（プラントベースドフード）
	新珠製菓（株）（越前市）	羽二重餅、大福

5社

合計25社

注：☆は、輸出拡大実行戦略に基づく輸出産地である。

令和元年度 混載物流可能性調査の概要

背景・ ねらい

- 少量多品目が特徴である北陸地域からの農林水産物・食品の輸出は、太平洋側の港・空港まで小口の貨物輸送を強いられており、これは、物流が整備された大都市圏とは異なる北陸地域固有の課題と言える。
- このため、北陸地域の生産や物流の実態を踏まえた地元港湾を活用した混載輸送の可能性を探るため、①先行する他産地の事例調査、②管内事業者へのアンケート・ヒアリング調査、③関係者間での意見交換を実施した。

先行事 例調査

- 他地域の先進事例として、(一社)北海道国際流通機構、関西・食・輸出推進事業協同組合、九州農産物通商(株)の調査を実施した。

アンケー ト/ヒア リング

- 管内で輸出に取り組んでいる事業者を対象に、各社の輸出経験、輸出の現状、積出港、これまでの輸出トラブル、輸送コスト低減に向けた意見等についてアンケート調査を実施。
- 同アンケート結果(別紙)からは、北陸地域の農林水産物・食品の輸出は、太平洋側の港・空港への輸送が必須で、高額な国内運賃の負担を強いられている実態が浮かび上がった。
また、輸出事業者に対するヒアリングでは、既存の商流を利用して流通事業者のサービス等との連携により定期的な輸出に繋げていくことの有効性が示唆された。

検討会 の開催

- 新潟及び金沢会場において、「混載輸出の可能性検討会」を開催し、事業者と意見交換を実施。
- 同検討会において、輸出事業者からは、北陸地域からの輸出を切望しているとの声が聞かれた一方、北陸地域の商社の中には、相手国との強いつながりを持っている者もいることが紹介されるとともに、輸出関連情報の共有やマッチングを促進させながら、北陸地域からの輸出を目指していく方向性が示された。

アンケート方法

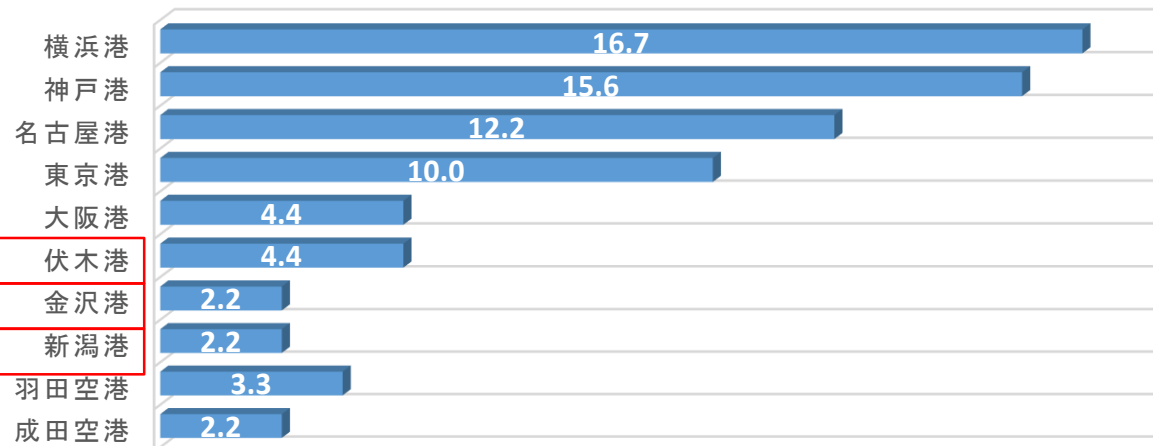
- 調査対象:
輸出に取り組む102社
内訳:新潟県内37社、富山
県内18社、石川県内27社、
福井県内20社
(北陸農政局が把握してい
る事業者の中から選定)
- 調査実施時期:
2019(令和元)年9月1日～
9月27日
- 調査手法:郵送
- 有効回答数:
53社(回収率52.0%)

アンケート結果 (抜粋)

(別紙)

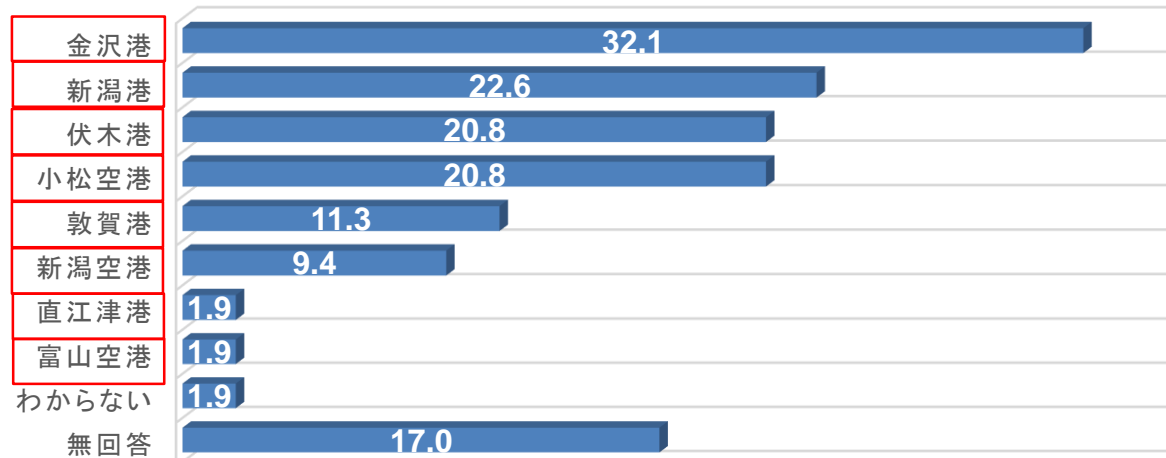
輸出している港・空港

(単位: %)



輸出で使う理想の港・空港

(単位: %)



令和2年度 輸出事業者との意見交換の実施

コロナ禍後の輸出促進について

令和2年度は、以下のとおり、混載輸出の具体化に向けた方策等について関係者と意見交換を行った他、局内で今後の推進方策について検討を重ねた。

STEP 1 市場・物流等の変化の把握

輸出事業者、商社、物流事業者の方々にweb会議で国内外での販売、物流の状況、ニーズ、市場の状況を伺い、状況を把握した。

STEP 2 今後に向けた意見交換

- ・現時点での商流、生産・販売等の整理
- ・商流を利用した輸出拡大の可能性の検討

STEP 3 関係者の現状と今後の見通し、現時点の商流を確認・整理し、輸出事業者、商社における商流を利用した輸出拡大の可能性について検討を進めた。

(相手国の輸入拡大や商品リクエスト等の要望の有無についても確認)

STEP 4 具体化に向けた方策の検討

輸出事業者、商社の商流を利用した輸出拡大の可能性を探るため、以下の3商社を中心に、商品リクエストによる混載輸出の可能性について、具体的に検討を行った。

■ A社 (商社機能も併せ持つ輸出事業者)

	(輸出の状況)	(混載輸出の現状)
香港	<ul style="list-style-type: none">○香港へ自社製品コンテナの空きスペースを利用した混載輸出○商品リクエストによる商品選定○農政局での商品紹介	<ul style="list-style-type: none">・令和元年10月に油揚げ、納豆、珍味等をサンプル輸出、令和2年12月の混載輸出は未実施・令和3年2月にソフトクリームの商品リクエストが寄せられ、局から富山県の事業者を紹介

■ B社 (機械製品を輸出・食品輸出にも進出する商社)

	(輸出の状況)	(混載輸出の現状)
シンガポール	<ul style="list-style-type: none">○シンガポールの自社現地法人を有し石川県のアンテナショップを運営、高島屋で1月まで開催○好評な商品を輸出、現地のドン・キホーテの棚にて販売○他にエンドユーザーとして、伊勢丹、東急ハンズ、イロハマート等○日本酒を取り扱えるライセンスを取得	<ul style="list-style-type: none">・食品輸出に力を入れ、取り扱う量を増やす意向・冷凍及び常温で混載輸出に向け検討中・令和3年4月に輸出専門部署の設置を予定

■ C社 (日本酒専門でドイツへ輸出する商社)

	(輸出の状況)	(混載輸出の現状)
EU	<ul style="list-style-type: none">○万カフルの取引先から日本酒をドイツ、EU全体への販売を検討○米国での取引先を模索	<ul style="list-style-type: none">・コロナの影響で輸出を停止・再開の見通しが立てば協力したい

令和3年度 混載物流実証事業の概要

目的

・北陸地域の農林水産物・食品の輸出に係る高品質かつ効率的な輸出物流を構築するため、北陸地域の港から混載輸出する場合と太平洋側の港から混載輸出する場合の輸送コスト、所要日数、品質保持状態等について比較実証を行い、北陸地域の港の輸出基地としての優位性を見いだす。

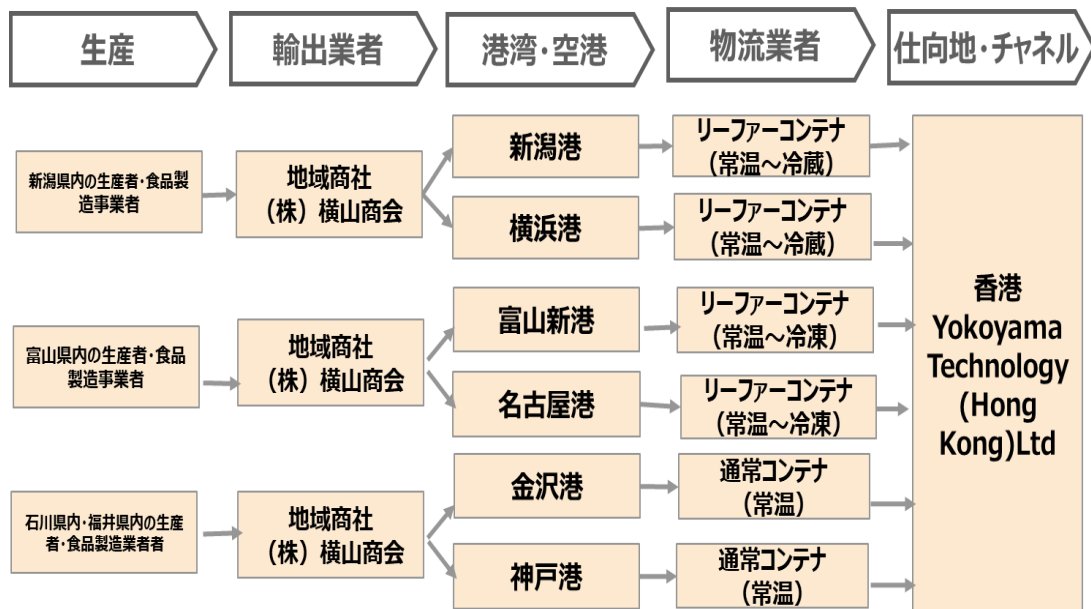
実証のイメージ図



受託業者： (株)横山商会
(本社：石川県白山市)

対象品目： 精米・パックご飯・味噌・醤油・
日本酒・米菓+a

輸出物流実証の商流



輸送コスト

トータルの輸送コスト

輸送時間

トータルの輸送時間

品質

輸送における品質変化

北陸地域の港

比較実証

太平洋側の港

【実証結果】

検証結果

	実証前 (メーカーが直接港に発送)	実証後 (ミルクラン集荷で拠点倉庫に集約)	備考
	太平洋側ルート	日本海側ルート	
トータルコスト	<p>神戸港： 157円/kg</p> <p>名古屋港： 735円/kg (284円/kg)</p> <p>横浜港： 317円/kg</p>	<p>金沢港： 199円/kg <139円/kg></p> <p>富山新港： 714円/kg (263円/kg)</p> <p>新潟港： 315円/kg <281円/kg></p>	<ul style="list-style-type: none"> 金沢港は、神戸港に比べ割高となった 富山新港は名古屋港とほぼ同額、新潟港は横浜港と同額となった ただし、いずれの港も、効率的にミルクラン集荷を実施することができれば、太平洋側に比べ割安となる可能性がある
輸送日数	<p>神戸港： 35日</p> <p>名古屋港： 32日</p> <p>横浜港： 26日</p>	<p>金沢港： 33日</p> <p>富山新港： 31日</p> <p>新潟港： 31日</p>	<ul style="list-style-type: none"> 日本海側と太平洋側で大きな差はない 各港とも、冬期の悪天候及びコンテナ不足による港湾渋滞の影響を受けた
品質	—	各港とも、成分検査、官能検査、食味試験とも概ね問題なし	日本海側と太平洋側で大きな差はない
その他	—	<ul style="list-style-type: none"> 簡易梱包、紙パレット、簡易荷積みの実証は、いずれも問題なし 3温度帯（常温・冷蔵・冷凍）混載輸出の実証は、品質は問題なかったが、梱包資材費、時間、労力を要した 	<ul style="list-style-type: none"> 簡易梱包、紙パレット、簡易荷積みの有効性が確認された 3温度帯の混載輸出については、更なる検討が必要

※ < > 単価は、効率的なミルクラン集荷が実現できた場合の想定単価。 () 単価は、3温度帯混載実証に伴う梱包資材費を除いた単価。

※実証前の日数については、太平洋側のトータル輸送日数のうち国内集荷に要した日数を1日で換算。

【総評及び今後の検討方向】

総評

日本海側ルートは、太平洋側ルートと比べて、

① 輸送コストは、同程度又はやや割高となった。（ただし、物量を一定量確保すること及び更に効率的にミルクラン集荷を実施することにより、太平洋側ルート以下に改善することが十分可能であると考えられる）

② 輸送日数、品質については、明確な差は認められなかったことから、北陸の港湾を活用した混載コンテナでのアジア向け輸出の可能性拡大が示唆された。

また、簡易梱包、紙パレット、簡易荷積みに係る実証結果も良好で、有効性が確認された。

今後の検討方向

地域商社を活用した地元の港湾からの混載輸出は、新たに輸出に取り組もうとする事業者の掘り起こしを進める上で有益な取組となり得る。

北陸農政局としては、品目団体やJETRO・JFOODO等の取組も踏まえつつ、各県及び管内事業者と連携し、混載輸出に向けた取組を推進していく考え。

なお、今回の混載実証事業を実施した（株）横山商会としても、日本酒を中心に、北陸の港湾を活用した混載コンテナ輸出に取り組んでいく方向で検討を進めているところ。

令和3年度GFPグローバル産地港湾等連携輸出拡大委託事業（北陸農政局①）事業実施報告（概要・本体）は、北陸農政局HP（<https://www.maff.go.jp/hokuriku/food/export/kouwanrenkei.html>）に掲載しています。

令和4年度 混載物流促進に関する情報交換会

【趣 旨】

令和3年度に北陸農政局で、太平洋側の大規模港と日本海側の地元港湾とで、混載輸出する場合の輸送日数、輸送コスト、品質等についての比較実証を行った。その実証結果及び明らかになった課題等を関係者に周知するとともに、地元港湾を活用した混載輸出の可能性について、関係者間で共有するため、情報交換を開催した。

【開催月日】

令和4年11月25日（金）13：30～16：00 オンライン

【開催方法】

オンライン

【主 催】

北陸農政局と北陸地方整備局との共催

【参加者】

輸出産地、食品製造業者（団体）、農業者（団体）、地域商社、物流事業者、地方公共団体、JETRO、日本政策金融公庫他約90名

【内 容】

- ①北陸地域の農林水産物・食品の輸出の状況と農政局における輸出物流に関する取組の説明（北陸農政局）
- ②北陸地域の各港湾の輸出貨物の現状、施設整備の状況、各港発の航路等の説明（北陸整備局）
- ③実証事業の結果と今後の課題の報告（横山商会（実証事業実施地域商社））
- ④北陸の地域商社による輸出の状況、自社の強み・PRポイント、今後の輸出計画の紹介（地域商社3社）
- ⑤北陸各県の地元港湾の活用に向けた方針、現状と課題、支援策の紹介（4県県庁）
- ⑥意見交換（参加者全員）
- ⑦総括（北陸農政局）

【（株）横山商会からの報告】

- ・新潟港と横浜港との比較、富山新港と名古屋港との比較では、トータルコストに差はなかった。一方で、金沢港と神戸港での比較では、金沢港のほうが割高となった。ただし、**今後の集荷方法の工夫により北陸地域の港からの輸出拡大の可能性はある。**
- ・輸送日数、品質保持状況、耐久等については、いずれの比較でも差はなかった。
- ・今後、継続的に地元港湾を活用して混載輸出を行うためには、**定例・定期に定量の物量を輸出することが最も重要。**
- ・そのため、官民一体となったコミュニティ形成及び採算ベースに乗るまでは**関係者が助け合いながら、混載輸出を定着させることが不可欠。**

【意見交換での主な意見】

- ・物流コストが上昇している中、**地元港湾の活用により、輸出量の拡大、生産者手取りの増加が期待できる。**（生産者団体）
- ・コンテナ単位での輸出に至るまで5年かかった。**少量品目の輸出には混載が有効**であり、混載輸出が広がって欲しい。（食品製造業者）
- ・混載輸出を進めるためには、定期・定量の物量が必要。最初は赤字も想定されるが、関係者で協力して進めていきたい。（地域商社）
- ・常温の混載輸出サービスはあるが、**冷蔵・冷凍はこれからの取組**であり、今後、船主側にも地元事業者の声も繋げていきたい。また、混載輸出を増やすためには、**混載コンテナの定期運航化が必要。**（物流事業者）
- ・既存の輸出事業者の多くは、既に商流が出来上がっているため、**これから輸出に取り組む者に地元港湾活用を促したい。**（県庁）
- ・混載輸出に向けて物量を確保するため、**近隣県と連携できれば有益**である。（県庁）

【北陸農政局による総括の概要】

- ・北陸地方から低コストで持続的な輸出を実現するためには、
 - ① **地域商社による効率的な集荷**
 - ② **当面は多品目の混載、中期的には大ロット化**
 - ③ **地元の港湾・空港を活用した最適な輸出物流ルートの確立を進めることが必要。**
- ・そのため、参加者それぞれの立場での取組をお願いしたい。

令和5年1月以降 取組の内容

グローバル産地づくり緊急対策事業のうち

GFPコミュニティ構築支援加速化対策

【令和4年度補正予算額 290百万円】

<対策のポイント>

本年10月から施行された改正輸出促進法を踏まえ、人づくりによる**輸出のすそ野の拡大**や**輸出事業者へのきめ細やかな支援**を、**地方のサポート体制を強化**しつつ行い、更なる輸出拡大に向けた取組等を進めます。

<事業目標>

- 農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円 [2025年まで]、5兆円 [2030年まで]）

<事業の内容>

輸出のすそ野拡大や輸出事業者へのきめ細やかな支援、地方のサポート体制強化

290百万円

先進的な輸出の取組を行う若手事業者等、輸出スタートアップの掘り起こしのための輸出ベンチャー塾の開催など、人づくりによる輸出のすそ野の拡大や輸出スキル向上のための先導的な輸出事業者での短期インターン等の伴走支援など、輸出事業者へのきめ細やかな支援を、地方のサポート体制を強化しつつ実施します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

輸出のすそ野拡大や輸出事業者へのきめ細やかな支援、地方のサポート体制強化



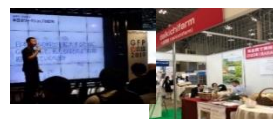
産地での輸出ベンチャー塾の実施



輸出スキル向上のための地方でのグループワークの実施



訪問診断等の実施



細かなニーズに応えるセミナー開催・輸出専門家の派遣等

地方段階

GFPコミュニティ構築支援加速化事業

地方農政局GFP事務局（地方）

【令和4年度補正予算額：150百万円】

輸出のすそ野の拡大のため、輸出スタートアップの掘り起こしや輸出ベンチャー塾の開催、先導的な輸出事業者での短期インターン等による人づくり、輸出状況に応じた伴走支援など、輸出事業者へのきめ細やかな支援を、地方のサポート体制を強化しつつ実施。

ア 地方のサポート体制強化

地方農政局が中心となり、生産者や食品事業者、地域商社、都道府県、JA等をコミュニティ化しGFP体制を構築。これにより、各地域の輸出体制を早急に整備

イ 伴走支援

輸出診断、輸出産地への輸出事業計画策定支援
輸出診断後のフォローアップ、輸出事業計画実行支援等

ウ 掘り起こし・人づくりによるすそ野拡大

輸出スタートアップの掘り起こし等を実施
・輸出産地訪問による生産者等の掘り起こし
・輸出ベンチャー塾

【お問い合わせ先】 輸出・国際局輸出支援課（03-6744-7172）

農林水産物・食品輸出プロジェクト（GFP）の取組

- **GFP（ジー・エフ・ピー）** は、Global Farmers / Fishermen / Foresters / Food Manufacturers Projectの略称。農林水産省が推進する**日本の農林水産物・食品の輸出プロジェクト**。
- 平成30年8月31日に農林水産物・食品の輸出を意欲的に取り組もうとする生産者・事業者等のサポートと連携を図る「**GFPコミュニティサイト**」を立ち上げ。
- 当該サイトに登録した者を対象に、農林水産省がジェトロ、輸出の専門家とともに産地に直接出向いて輸出の可能性を無料で診断する「**輸出診断**」を平成30年10月から開始。



GFP登録者へのサービス提供

○農林漁業者・食品事業者へのサービス

- ・ 専門家による無料の輸出診断
- ・ GFPコミュニティサイトで事業者同士が直接マッチング
- ・ 輸出商社の「商品リクエスト情報」の提供
- ・ 輸出希望商品の輸出商社への紹介
- ・ 輸出のための産地づくりの計画策定の支援
- ・ メンバー同士の交流イベントの参加
- ・ 規制情報等の輸出に関連する情報の提供

○輸出商社・バイヤー・物流企業へのサービス

- ・ GFPコミュニティサイトで事業者同士が直接マッチング
- ・ 生産者・製造業者が作成する「商品シート」の提供
- ・ 「商品リクエスト」の全国の生産者・製造業者への発信
- ・ メンバー同士の交流イベントの参加
- ・ 規制情報等の輸出に関連する情報の提供

GFPの登録状況（令和5年1月末時点）

○ GFP登録者数

区分	登録者数	
	全国	うち北陸
農林水産物食品事業者	4,019	216
流通事業者、物流事業者	3,220	101
合計	7,239	317

（注）北陸管内の登録件数の内訳は、新潟125件、富山66件、石川88件、福井38件。

○ 輸出診断申込状況

区分	全国	うち北陸
輸出診断申込数	1,585	94
うち訪問診断希望者	1,174	64
訪問診断完了数	620	44

GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）登録者数（北陸）

【品目別】GFP登録者数



令和5年1月末日現在

	登録数															流通・ 物流事 業者等
	農林水産物・食品事業者															
	青果 物	コメ ・ コメ 加工 品	水産 物	茶	その 他加 工品	酒類	畜産	調味 料	菓子	林産 物	麵製 品	飲料	花き	その 他		
新潟県	125	4	37	3	1	11	15	2	2	8	1	2	0	0	4	35
富山県	66	3	21	5	0	0	4	2	2	2	2	2	4	1	1	17
石川県	88	1	10	5	1	7	9	2	5	3	1	0	0	0	3	41
福井県	38	3	1	5	0	3	8	1	4	2	0	1	0	0	2	8
北陸計	317	11	69	18	2	21	36	7	13	15	4	5	4	1	10	101
全国計	7,239	4,019														3,220

※北陸農政局経営・事業支援部 輸出促進課 作成

※GFP事務局から送付されてくる登録者管理簿により北陸農政局輸出促進課で集計。

あなたを、生産者の日本代表にしたい。



1億人ではなく、
100億人を見据えた
農林水産業へ。

四季の豊かなこの国で、だれかを喜ばせたい一心で取り組む生産者のみなさんへ。
海外各国からのニーズが大きくなっている今、みなさんと輸出の成功事例をつくっていきたい。
このコミュニティにぜひ参加して第一歩を踏み出しませんか。農林水産省が全力でサポートします。



こんな方に最適です！

- 輸出をしたいけど、どうしたらいいかわからない！
- ビジネスパートナーを探したい！
- 輸出に関わる情報を効率よく入手したい！

GFPを通じた成功事例も続々と出ています！

登録
無料

参加を希望する方はまずはメンバー登録を。

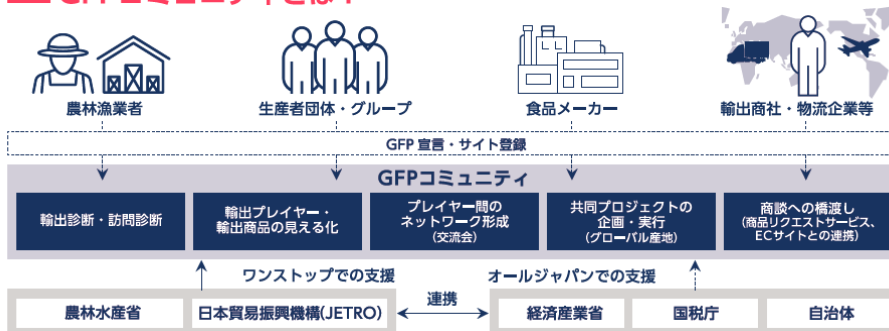
WEB : <http://www.gfp1.maff.go.jp>

問い合わせ先：農林水産省 GFP事務局 Mail : gfp@maff.go.jp



農林水産省

1 GFPコミュニティとは？



- 輸出は、国内出荷と異なり、様々な手続き・規制・言語のハードルや独特の商流が存在し、個々のプレイヤーでは継続的な成果を出すのが困難です。
- こうした課題を乗り越えるため、個々のプレイヤーがビジネスパートナーを見つけ、商談への橋渡しを行うサイトを構築します。
- 併せて、これらのコミュニティでの取組みに対して、行政・JETRO等が一体となって、ワンストップの支援を提供します。

2 GFP登録事業者

農林水産物・食品の輸出に意欲的に取り組もうとする事業者(生産者、食品加工メーカー、商社、物流企業、金融機関など)

3 サービス詳細

- 輸出診断・訪問診断**
農林水産省が「ETRO」、輸出専門家とともに、生産現場等に訪問またはオンラインにて「輸出の可能性」を無料診断します。
- 訪問診断実施者フォローアップ**
各登録者の課題解消に向けて、GFPビジネスパートナーマッチング・デジタルカタログ・輸出塾等を通じてサポートします。
- GFPコミュニティサイト**
各登録者が、自分の商品やサービスをGFPサイトのマイページで発信したり、気になる事業者に直接コンタクトできます。
- 商品リクエスト**
輸出商社等が現地ニーズに基づく「商品リクエスト」を発信し、生産者との商談につなげるサービスです。
- グローバル産地づくり推進事業**
輸出先国のニーズと規制等に対応し、積極的に戦略を持って輸出への取組を行う産地形成を支援する事業です。
- 交流会・セミナーの開催**
情報交換、交流、知識の習得を目的としたセミナー等、多様なイベントを開催します。
- 情報発信**
会員限定メールの配信、Facebook G F P 関連の情報発信、G F P 登録者の発信のシェア等を随時行っております。

Facebookでも輸出診断の様子を紹介しています。



GFPコミュニティサイトイメージ



GFPデジタルカタログ (商談資料)



農林水産省



農林水産物・食品の輸出関連情報を タイムリーにお届けします！

北陸農政局では、輸出促進事業、輸出先国・地域における規制の情報、輸出施策情報など、当局が所掌する輸出関連情報をお届けする「世界に売り込め！ほくりく輸出サポートメール」の配信を行っております。

毎月1回（5日頃）の定期便＋臨時便の配信で、最新の情報をタイムリーにお届けしており、農林水産物・食品の輸出に携わっている幅広い関係者の皆様に、輸出促進の一助にさせていただきたいと思っております。

申込みはこちらの
QRコードから



「輸出サポートメール」の主な構成

- (1) 新着情報：報道発表等の最新情報、説明会やイベント等の開催案内
- (2) 補助事業：輸出関連の補助事業情報
- (3) 施策情報：GAP、HACCP、GI、農泊、動植物検疫等の施策情報



4. 食料・農業・農村基本法の検証・見直しについて (基本法検証部会における各回の「ポイント」と「論点」)



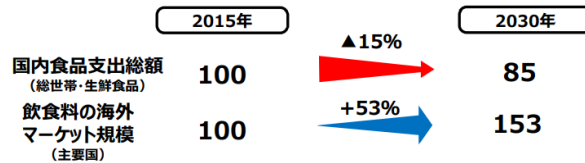
1. 農林水産業を取り巻く情勢の変化

- 生産者の減少・高齢化
直近25年間で、農業従事者数はほぼ半減し高齢化や農地面積の減少も進行。

	基幹的農業従事者数		平均年齢	農地面積
		60代以下		
1995年	256万人	205万人 (80%)	59.6歳	504万ha
2022年	123万人 ^{※1}	53万人 (43%) ^{※1}	67.9歳 ^{※2}	435万ha ^{※2}

※1 2022年2月1日時点 出典：農林水産省「農林業センサス」、「令和3年農業構造動態調査」
※2 2021年の数値 「令和4年農業構造動態調査(R4 2月1日現在)」、「令和3年耕地及び作付面積統計」

- 国内市場の縮小



出典：国内食品支出総額について、2015年は家計調査、全国消費実態調査等により計算した実績値で、2030年は農林水産省による推計、飲食料のマーケット規模は、ATカーニエー社の推計を基に農林水産省で作成。いずれも2015年を100とする指数

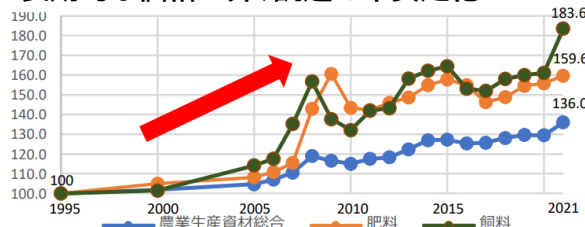
- 地球環境等への配慮のルール化



「Farm to Fork戦略」(2020.5)※
2030年までに化学農薬の使用
及びリスクを50%減、有機農業を
25%に拡大

※ 欧州の持続可能な食料システムへの包括的なアプローチを示した戦略。

- 国際的な需要の増加による生産資材等の
長期的な価格上昇、調達不安定化



出典：農林水産省「農作物価統計」 いずれも1995年を100とした場合の数値。

2. 農林水産政策の展開方法(第1回基盤本部)

食料安全保障の
強化

スマート農林水産業等
による成長産業化

農林水産物・
食品の輸出促進

農林水産業の
グリーン化

全ての農政の根幹である食料・農業・農村基本法について世界的な食料情勢や、気候変動、海外の食市場の拡大等の今日的な課題に対応していく必要。

- 検証・見直しの趣旨

上記の状況等を踏まえ、基本法について、制定後約20年間で初めての法改正を見据え、総合的な検証・見直しを行う。

- 経緯(令和4年)

9月9日 第1回食料安定供給・農林水産業基盤強化本部
→ 岸田総理から基本法検証・見直し指示
→ これを受け、野村農林水産大臣から基本法の検証・見直しに向けた検討を指示
9月29日 食料・農業・農村政策審議会の下に「基本法検証部会」を設置

- 今後の進め方

令和4年10月18日 第1回基本法検証部会開催 ～以降、月2回程度のペースで開催～
以下のテーマに関し、有識者ヒアリング、施策の検証、意見交換等を実施
・ 食料の安定供給の確保(食料安全保障、輸出促進を含む)
・ 農業の持続的な発展 ・ 農村の振興 ・ 多面的機能の発揮
令和5年 上記のヒアリングや検証等を踏まえた議論。
6月を目途に食料・農業・農村政策の新たな展開方向を取りまとめ。

3. 食料安全保障強化政策大綱の策定(令和4年12月27日)

- 食料の安定供給の基盤強化に向けて継続的に対策を講ずるため、食料安定供給・農林水産業基盤強化本部において大綱を策定。
- 食料安全保障の取組を中心に大綱に位置付けつつ、スマート、輸出、グリーン化も対策を取りまとめ。
- 現在進められている基本法の検証・見直しの結果を踏まえ、大綱に基づく施策を見直し

【参考】食料・農業・農村基本法検証部会における各回の「ポイント」と「論点」①

テーマ：食料の安定供給の確保(食料安全保障、輸出促進を含む)

第1回(R.4 10/18) 食料の輸入リスク

【ポイント】

- 輸入は食料安定供給に重要な手段
- 近年、輸入が不安定化
- 日本の輸入シェア・購買力の低下
- 生産資材の輸入リスクも考える必要

【論点】

左記の輸入リスク直面を踏まえ、施策を考えることが必要か

- ✓ 輸入に依存する食料の国産化、肥料について、国内資源の有効活用を進める。
- ✓ 輸入依存の大きい食料・生産資材について、輸入の安定に関する施策を検討する。

第2回(R.4 11/2) 国内市場の将来展望と輸出の役割

【ポイント】

- 食料安定供給について、国内市場のみを対象とすることは、持続可能な農業の制約要因。
- 持続的な農業の確立のため、成長する海外市場も視野。
- 安定的な食料供給のために、農業・食品産業の事業継続の阻害要因を取り除く必要。

【論点】

左記の状況を踏まえ、施策を考えることが必要か。

- ✓ 我が国の農業・食品産業を国内に加え、海外市場も志向する産業に転換する。
- ✓ 輸出促進のため、①輸出産地の育成、②官民での組織づくりを強化。
- ✓ 持続的な農業・食品産業のため、適正な価格形成の在り方について検討する。
- ✓ このような取組を進めるため、フードチェーン全体が参加する業種横断的な仕組みづくりを検討する。
- ✓ 持続的な農業・食品産業のため、円滑な世代交代、事業継承を進める。

第3回(R.4 11/11) 国際的な食料安全保障に関する考え方

【ポイント】

- 国際的には、「国民一人一人が健康な食生活を享受できること」が主流。
- 英国は、平時において定期的に食料安全保障にかかる指標をチェック。
- 日本も、平時の食料安保リスクが顕在化。
 - ① 国際価格の変動等、輸入リスクが増加。
 - ② 不採算地域には、モノが届けられない。
 - ③ 経済的弱者が食生活を維持できない。

【論点】

左記の状況を踏まえ、施策を考えることが必要か。

- ✓ 輸入リスクへの対応や国民一人一人が健康な食生活を享受できることを位置づける必要か。
- ✓ 国民の健康な食生活を確保するため、都市部も含め、以下のような点を考えることが必要か。
 - ① 食品アクセス困難者や経済的弱者への対策の在り方
 - ② 国民の生涯を通じた健全な食生活実践に向けた知識や判断力の習得
 - ③ 国民に食料を届けるため、特に地域の食品製造・流通・小売による供給体制の在り方
- ✓ 平時の食料安全保障に対し、改善をチェックしていく仕組みが必要か。
- ✓ 不測時の食料安全保障の定義の明確化や、不測時の対応について、改めて検討する必要。

テーマ：農業の持続的な発展

第4回(R.4 11/25) 人口減少下における担い手の確保

【ポイント】

- 今後20年で、基幹的農業従事者数は現在の約1/4まで激減。(約120万人→30万人)
- 「効率的かつ安定的な農業経営」を目指す認定農業者等が農地等の農業生産基盤の維持や食料供給に重要な役割。
- 今後、法人経営は、食料生産・供給で重要な役割。一方で、経営基盤は他産業と比べて脆弱。また、雇用労働力の確保が課題。
- 外国人労働者の安定的な確保のためには、環境整備が必要。
- かつての主たる農業者層のような規模で若い就農者を確保することは困難。

【論点】

- 左記の状況を踏まえ、施策を考えることが必要か
- ✓ 離農する経営体の農地の受け皿を確保する必要があることから、
 - ① 引き続き、地域農業に欠かせない個人経営の経営発展を支援する必要がある一方、
 - ② 農業法人について、現行基本法にある「法人化の推進」だけでなく、その果たすべき役割を明確化しつつ、経営発展を支援していくことが必要ではないか。
- ✓ 農業法人が持続的に食料供給の一定割合を担っていくためには、
 - － 農業法人の経営基盤の強化の在り方
 - － また、雇用労働力の確保の必要性から、労働環境の整備や地域内外での労働力の調整の在り方を検討することが必要ではないか。
- ✓ 個人は、経営継承で持続性の課題を抱え、後継者、新規就農者を確保する必要があることから、
 - － 多様な手法で多様な人材の就農を促すことが必要ではないか。
 - － 経営を継承する者の確保や円滑な経営継承のための方策を検討すべきではないか。

第5回(R.4 12/9) 需要に応じた生産

【ポイント】

- 旧農業基本法では、選択的拡大の考え方のもと、農業生産の調整に取り組んできたが、価格政策が併せて行われた結果、需給のミスマッチを招いた。
- 現行基本法では、価格政策から脱却し、農産物の価格を市場に委ねることによって、需要に応じた農業生産が行われることを期待したが、生産側は需要に合わせるようシフトできず。
- その背景には、稲作経営は他品目に比べ農外収入が大きく、生産構造から転換できておらず稲作が固定化したことが挙げられる。
- 食料安保の観点から農地の有効利用が必要だが、水稻作中心の生産体制が温存の一方、需要ある作物への転換が十分に進まず、現場では農地余り。
- 今後、我が国が急速に変化していく中、水稻作中心の構造を転換し、生産増大を求められている小麦、大豆、飼料等を生産していく必要。

【論点】

- 食料安保の観点から、需要に応じた生産に誘導するため、市場に委ねるだけでなく、二一ズのある作物への転換について、政策として推進する必要。
- 地域計画なども活用し、水田を畑地化し、耕地利用率を高めつつ、食料安保上、増産が求められる小麦、大豆、野菜、飼料等の生産に転換することが重要。
- 各品目については、以下のような取組も必要ではないか。
 - ✓ 米：畑作物への転換、水田の畑地化等を促す仕組み検討、海外市場の更なる開拓、米粉需要への対応、業務用米の安定供給を推進。それぞれに適した専用品種の作付を推進。
 - ✓ 小麦、大豆：供給量の安定化、需要に応じた品質の確保、生産性の向上の取組。
 - ✓ 野菜：加工用、冷凍野菜の需要増加が見込まれる中、国産で対応するため、加工に適した品種の導入、作付・流通体系の導入、生産性の向上の取組。
 - ✓ 果樹：需要減少を上回るペースで生産が縮小していることを踏まえ、省力化等に対応した樹園地の整備や担い手・労働力の確保等の生産供給体制の強化。茶は、海外需要のある有機栽培茶の生産拡大を図っていくべき。
 - ✓ 飼料：畜産農家による自給飼料増産に様々な課題があることを踏まえ、畜産側と耕種側が意欲的かつ持続的に連携する体制をどのように実現させるかなど、飼料自給率を向上させる更なる施策の検討。

テーマ：農業の持続的な発展

第6回(R.4 12/23) 食料安定供給のための生産性向上・技術開発

【ポイント】

- 諸外国では、農業経営体数や耕地面積が減少する中でも生産性を向上させ、農業生産を増加させてきており、日本においても生産性向上の余地は存在。土地生産性や労働生産性を飛躍的に向上させるためには、技術革新が必要。
- 先端技術を活用したスマート農業の実装に当たっては導入コストの低減が課題。そのため、農業支援サービス事業者へのアウトソーシングが必要。
- 生産性向上には品種開発も重要であり、育種システム・体制の刷新が必要。
- 農業の研究開発競争が加速化する中で、研究投資の充実、我が国で頑張る農業分野でのスタートアップの活性化が重要。

【論点】

- 人口減少により、農業経営体数が減少し、農地の有効利用も課題になる中で、食料の安定供給を実現するためには、特に国産化が求められる品目を中心に生産性の向上を推進していく必要。
- 生産性の向上については、スマート農業の導入が重要になるため、労働生産性の向上に向けた戦略的な技術開発、導入の推進を図る必要。
また、スマート農業の実装にあたって農業者の過剰投資を招かないよう、アウトソーシング先としての、農業支援サービス事業者の育成・普及を図る必要があるのではないか。
- 農業者の支援にかかる事務負担の軽減や、スマート農業に必要なデータを充実する上でも、行政との関わりが深い食料・農業・農村施策の分野においては、国及び自治体のDX化を進めていく必要があるのではないか。
- 新品種の開発が維持されるよう、研究開発の充実、国・自治体・民間会社の連携を進める必要。また、品種開発に当たっては、海外市場も視野に入れた品種の開発を促進する必要。
- 基礎研究がこれまでの画期的な技術・品種開発を下支えしてきた一方、資金や人材、施設の老朽化を始めとした研究環境が諸外国に見劣りする中で、今後は民間投資も含めて資金調達を確保する等、研究基盤を強化する必要。

第7回(R.5 1/13) 持続可能な農業の確立

【ポイント】

- 現行基本法では、農業の外部経済効果を多面的機能として位置づけ。
- 農業の環境負荷などの外部不経済効果が着目される中で、食料供給も生態系のサービスの一つと見直し、トータルの生態系サービスを向上させるという議論が主流。
- 農業における、人権配慮、アニマルウェルフェア等の社会的課題も提起されている。
- 持続可能な農業を主流化にするべく、各国では農業施策を見直し。
- 食品産業も持続的に生産された原料を使用し、食品ロスを削減する等、持続可能な産業に転換する方向。
- 我が国はこれらを踏まえ、みどり戦略に取り組むが、環境や持続可能性に配慮した行動の変化が求められるため、消費者意識の醸成が必要。
- 気候変動等の環境変化が農業に及ぼす栽培適地の変化、大規模な自然災害の増加、家畜の伝染性疾病や病害虫の侵入・まん延などにも適切に対応する必要。

【論点】

- ✓ 我が国においても、食料供給を生態系サービスの一つと位置づけるという国際的な議論に合わせ、持続可能な農業を主流化する必要があるのではないか。
- ✓ 食品産業や流通・消費も含め、フードチェーン全体で、食品ロス削減や持続可能性に配慮した輸入原材料調達、小売・流通や消費者の行動変容など、持続可能性に向けた取組が必要ではないか。
- ✓ 持続可能な農業を一部の人の取組ではなく普遍的なものとするため、地域全体で取組を進める仕組みや、それを実現するための「政策手法のグリーン化」を推進する必要があるのではないか。
- ✓ 気候変動等による栽培適地の変化、大規模な自然災害の増加、家畜の伝染性疾病や病害虫の侵入・まん延などのリスクが広がる中、品種開発、技術開発や水際対策の強化等に加え、個々の生産者・生産地域においても、リスク管理の意識を更に高め、対応を強化する必要があるのではないか。

テーマ：農村の振興

第8回(R.5 1/27) 農村の振興

【ポイント】

- 農村では人口減少・高齢化のスピードが速く、[集落の小規模化や集落活動の停滞の悪化の懸念](#)が高まっている。
- [農村の維持のため、人口減少・高齢化を補う](#)移住・定住、二地域居住、関係人口の増加を図る取組等が進められている。
- [用排水施設などのインフラの維持](#)が重要。
- ダム、頭首工等の基幹施設の維持管理については、主に土地改良区が担っているが、農業者数が減少する中、施設の集約・再編・撤去やICT等の活用による[維持管理の効率化](#)が必要。
- また、水路等の末端施設の維持管理については、集落や農業者等による共同活動で担われているが、非農業者の参画を促進する一方で、[農業者、非農業者ともに減少をすることを踏まえた対策](#)の検討が必要。
- 鳥獣被害も顕在化しており、[鳥獣被害対策](#)も必要。

【論点】

- ✓ 農業生産活動を継続するためには、[農村コミュニティの機能を維持](#)することが不可欠であることから、農村部への移住・関係人口の増加、起業による[就労機会の増大](#)などに向け、関係省庁や自治体、民間企業と連携して取り組む必要があるのではないか。
- ✓ 一方で、自然減により、農村の共同活動によって担われてきた用排水施設の管理機能が低下することは避けられない問題であることから、人口減少を前提として、管理対象や管理主体を明確にした上で、その[管理の継続の在り方を検討](#)すべきではないか。
- ✓ 農業者数の減少を見込んだ上で、農業生産活動の継続のみならず、住民の安全確保にも資するよう、[鳥獣被害の防止のための体制整備](#)を行う必要があるのではないか。

(参考) 政府の輸出促進政策の概要



政府の輸出促進政策

- 2019年11月、輸出先国による食品安全規制等に対応するため、輸出先国との協議等について、政府一体となって取り組むための体制整備等を内容とする、「**農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律**」が成立（令和2年4月1日施行）。
- 食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）において、**2030年までに農林水産物・食品の輸出額を5兆円とする**目標を設定。
- 2020年4月、輸出促進法に基づき、政府全体の司令塔組織となる「**農林水産物・食品輸出本部**」を設置し、「**農林水産物及び食品の輸出に関する基本方針・実行計画**」を策定。
- 経済財政運営と改革の基本方針2020・成長戦略フォローアップ（令和2年7月17日閣議決定）において、中間目標として、**2025年までに農林水産物・食品の輸出額を2兆円とする**目標を設定。
- 2020年12月、総理大臣を本部長とする「**農林水産業・地域の活力創造本部**」において「**農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略**」を決定。
- 2021年12月、総理大臣を本部長とする「**農林水産業・地域の活力創造本部**」において「**農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略**」を改訂し、輸出促進法等の改正など施策の方向を決定。
- 2022年5月、「**農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律**」が成立（令和4年10月1日施行）。改正法の成立を受け、2022年6月、「**農林水産業・地域の活力創造本部**」において「**農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略**」を改訂。
- 2022年12月、「**食料安定供給・農林水産業基盤強化本部**」において「**農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略**」を改訂。



輸出拡大実行戦略に基づく具体的な施策①(輸出重点品目(29品目)の選定)

○海外で評価される日本の強みを有し、輸出拡大余地が大きく、関係者が一体となった輸出促進活動が効果的な29品目を輸出重点品目に選定。

輸出重点品目	海外で評価される日本の強み
牛肉	和牛として世界中で認められ、人気が高く、引き続き輸出の伸びに期待。
豚肉、鶏肉	とんかつ、焼き鳥など日本の食文化とあわせて海外の日本ファンにアピールすることで、今後の輸出の伸びに期待。
鶏卵	半熟たまごが浸透し、生食できる卵としての品質が評価され、更なる輸出の伸びに期待。
牛乳・乳製品	香港や台湾で品質が高評価。アジアを中心に輸出の可能性。
果樹(りんご、ぶどう、もも、かんきつ、かき・かき加工品)、野菜(いちご)	甘くて美味しく、見た目も良い日本の果実は海外でも人気。
野菜(かんしょ等) ※	焼き芋がアジアで大人気。輸出が急増。
切り花	外国にはない品種に強み。輸出の伸び率が高い。
茶	健康志向の高まりと日本文化の浸透とともに欧米を中心にせん茶、抹茶が普及。
コメ・パックご飯・米粉及び米粉製品	冷めても美味しい等の日本産米は寿司やおにぎり等に向き、日本食の普及とともに拡大が可能。
製材	スギやヒノキは、日本式木造建築だけでなく香りの癒しの効果も人気で、今後の輸出の伸びに期待。
合板	合板の加工・利用技術は、日本の得意分野。日本式木造建築とともに、今後の輸出の伸びに期待。

輸出重点品目	海外で評価される日本の強み
ぶり	脂がのっている日本独自の魚種。近年、米国等への輸出額が増加。
たい	縁起のよい赤色は中華圏でも好まれる。活魚輸出の増加に期待。
ホタテ貝	高品質な日本産ホタテ貝は世界で高く評価。水産物では輸出額ナンバーワン。
真珠	真珠養殖は日本発祥。日本の生産・加工技術が国際的に高評価。
錦鯉	日本文化の象徴としてアジア、欧州を中心に海外で人気。
清涼飲料水	緑茶飲料など日本の味が人気となり、伸び率が高い。
菓子	日本独自の発展を遂げ、他国にはない独創性。バラエティ豊かな商品とコンテンツの普及とともに海外で人気。
ソース混合調味料	カレールーなど日本食の普及とともに日本を代表する味に成長。
味噌・醤油	日本が誇る発酵食品。和食文化の浸透とともに欧米・アジア地域で人気も上昇。
清酒(日本酒)	「S A K E」は日本食のみならず各国の料理に合う食中酒等として世界中で認知が拡大中。
ウイスキー	日本産品の品質が世界中でブランドとして定着。
本格焼酎・泡盛	原料の特徴を残すユニークな蒸留酒としての評価があり、今後の輸出拡大に期待。

※その他の野菜(たまねぎ等)についても、水田等を活用して輸出産地の形成に積極的に取り組む。

輸出拡大実行戦略に基づく具体的な施策②

品目団体の組織化及びその取組の強化

認定品目団体の以下の取組みを官民一体で推進

- ① 輸出先国・地域の市場等の調査やジャパンブランドを活用した広報宣伝等の業界一体での需要開拓
- ② 輸出拡大に効果的な業界規格の策定
- ③ 会員等を対象とする任意のチェックオフなど自主財源の増加



- 他の先進国並の輸出促進の体制を構築
- 日本の強みがある品目をオールジャパンで販売する体制を整備

ルウエー水産物審議会 (NSC)



- ・ ルウエー政府所有の法人であるNSCが、水産物輸出に課される課徴金を財源に輸出促進活動を実施
- ・ 5つの魚種分野（①サーモン、②エビ・貝類、③白身魚、④遠海魚、⑤燻製等加工品）が組織化され、運営方針を決定



NSCによる日本市場マーケティング調査

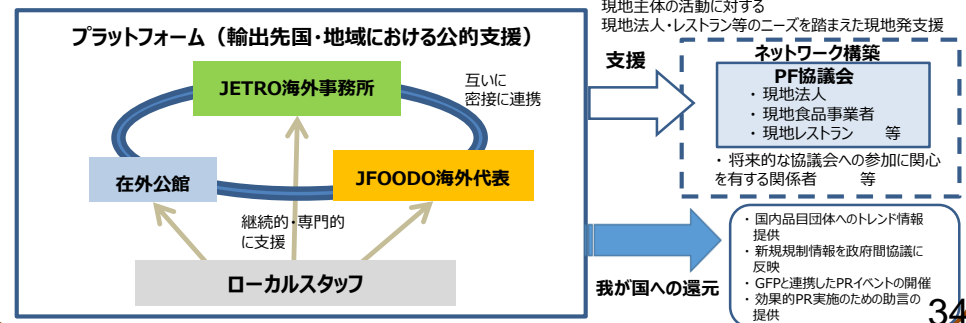
【具体的な業務】

- ・ 輸出先国の市場調査・商流開拓
- ・ ルウエーシーフードロゴ等の輸出の販促ツールの管理

輸出先国における専門的・継続的な支援体制の強化

- 主要な輸出先国・地域において、在外公館とJETRO海外事務所等を主な構成員とする輸出支援プラットフォーム (PF) を設立
- 食品産業等に精通した人材をローカルスタッフとして速やかに雇用・確保し、輸出先国で包括的・専門的・継続的に支援
- PF設置国・地域及び事務局設置都市
 米国（ロサンゼルス、ニューヨーク）、
 EU（パリ、ブリュッセル）、ベトナム（ホーチミン）、
 シンガポール（シンガポール）、タイ（バンコク）、
 中国（上海、北京、広州、成都）、香港（香港）、
 台湾（台北）

※下線は事務局設置済都市（令和4年12月時点）



輸出拡大実行戦略に基づく具体的な施策③

リスクを取って輸出に取り組む事業者への投資の支援

輸出先国・地域の規制に対応した施設整備などの投資を行ってから収益化するまで一定期間を有するリスクに対応するため、以下の支援を措置

- ① 輸出事業計画の認定を受けた事業者に対する長期運転資金や施設整備等に対する金融上の支援
- ② 輸出事業用資産にかかる所得税・法人税の特例（割増償却）による支援

■ 長期運転資金の例

- ・ 商品の試作品の製造費用
- ・ 市場調査やニーズ調査に係る費用
- ・ サンプル輸出や商談会への参加に係る費用
- ・ プロモーション活動費
- ・ 製造ライン本格稼働後に必要な増加経費（原材料費、人件費など）

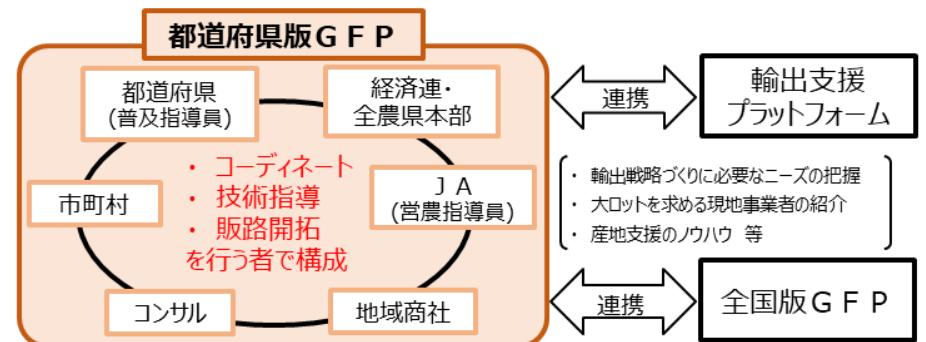
■ 施設整備等に対する資金の例

- ・ EU向け水産物の輸出に必要なHACCP等に対応した加工施設の整備費用
- ・ ハラルに対応した食肉処理施設の整備費用

マーケットインの発想に基づく輸出産地・事業者の育成・展開

- 輸出産地・事業者の育成や支援を行うGFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）については、多様化する輸出事業者へのサポートや、輸出スタートアップの掘り起こしのため、地方農政局や都道府県段階で現場と密着したサポート体制を強化
- 都道府県やJA、地域商社等が連携し、生産から流通・販売まで、一気通貫で産地をサポートする体制を整備（都道府県版GFPの組織化）
- この体制の下で、有機農法への転換や耕作放棄地を活用した生産拡大等の生産面の転換や、混載等の集荷方法等の転換を推進し、大ロット輸出産地のモデル形成を支援

都道府県版GFPの組織化による地域密着型の輸出推進体制の構築



輸出拡大実行戦略に基づく具体的な施策④

加工食品の輸出拡大に必要な支援

2030年 5兆円目標のうち 2兆円を占める加工食品の輸出を促進するための対応

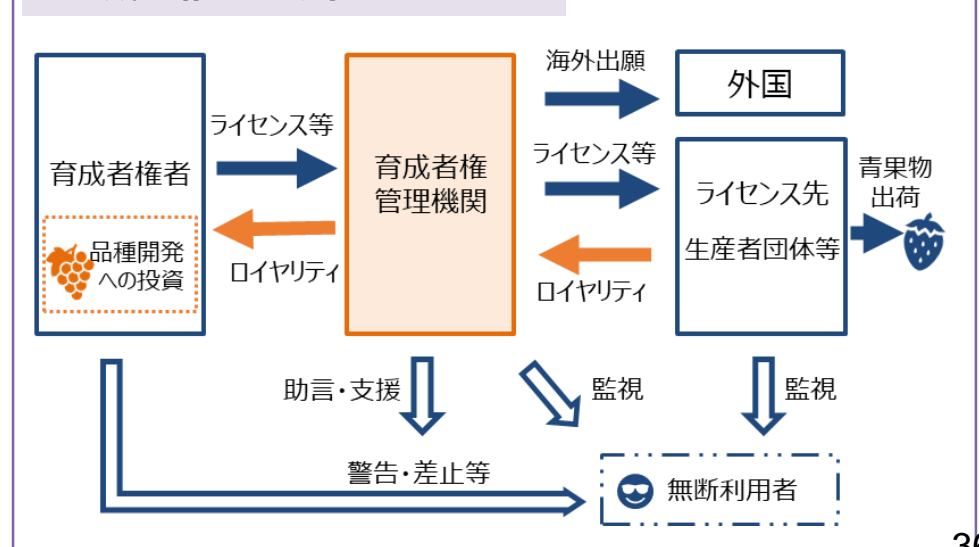
- ① 改正輸出促進法による施設整備計画に基づき行う施設等の整備に対し創設した新たな制度資金や所得税・法人税の特例（割増償却）の積極的な周知により利用を推進
- ② 輸出先国・地域の食品添加物規制等に対応した加工食品の製造を促進するため、地域の中小事業者が連携して輸出に取り組む加工食品クラスターの形成を支援
- ③ 改正JAS法に基づき、有機加工食品のJAS規格に有機酒類を追加し、米国やEU等と有機酒類の認証の同等性確保の交渉を進める。



育成者権管理機関の設立に向けた取組

- 育成者権管理機関は、育成者権者に代わって、海外への品種登録や侵害の監視を行うとともに、海外にライセンス（利用許諾）し、育成者権者にロイヤリティ（利用料収入）を還元する機能を果たす。
- まずは、農研機構を中心に、都道府県、日本種苗協会、全農等の関係者が連携し、2023年度から海外への品種登録や海外ライセンスの取組に着手し、早期の法人設立を目指す。

育成者権管理機関のイメージ



品目団体（農林水産物・食品輸出促進団体）の認定



- 改正輸出促進法に基づき、**15品目7団体**を認定。
認定品目団体を中核とし、オールジャパンによる輸出促進を強力に展開。

認定日	認定団体名	対象とする輸出重点品目
令和4年10月31日	(一社) 全日本菓子輸出促進協議会	菓子
	(一社) 日本木材輸出振興協会	製材、合板
	(一社) 日本真珠振興会	真珠
令和4年12月5日	日本酒造組合中央会	清酒（日本酒）、本格焼酎・泡盛
	(一社) 全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会	コメ・パックご飯・米粉及び米粉製品
	(一社) 全国花き輸出拡大協議会	切り花
	(一社) 日本青果物輸出促進協議会	りんご、ぶどう、もも、かんきつ、かき・かき加工品、いちご、かんしょ・かんしょ加工品・その他の野菜

輸出向けに生産・流通を転換するフラッグシップ輸出産地の形成

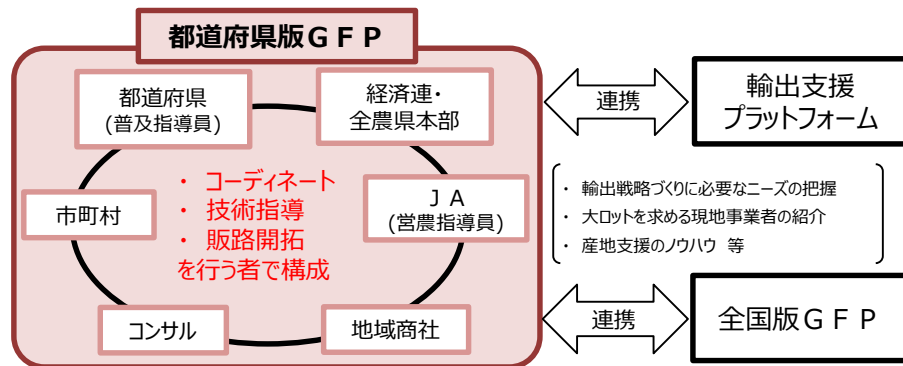
【G F Pフラッグシップ輸出産地形成プロジェクト（令和4年度補正）】

- 都道府県やJ A、地域商社等が連携し、生産から流通・販売まで、一気通貫で産地をサポートする体制を整備（**都道府県版G F Pの組織化**）。
- この体制の下で、有機農法への転換や耕作放棄地を活用した生産拡大等の生産面の転換や、混載等の集荷方法等の転換を推進し、**大ロット輸出産地のモデル形成を支援**。

【対応が必要な輸出先国の規制の例（りんご）】

輸出先国	植物検疫	残留農薬基準値（例） （ppm）		輸出実績 （R3）
		アセタミプリド	フェンハレレート	
香港	無	1	2	35億円
タイ	園地・選果場の登録	0.8	0.02	4億円
米国	園地・選果場の登録 + ・臭化メチルくん蒸 ・日米合同輸出検査 等	1	不検出	2.5百万円
（参考）日本の残留農薬基準値		2	2	

都道府県版G F Pの組織化による地域密着型の輸出推進体制の構築



大ロット輸出に向けた生産方法の転換

- ・ 大規模な有機農業への転換、使用農薬の見直し
- ・ 耕作放棄地を活用した輸出向け生産の拡大
- ・ ロス率低下やコスト低減のための新品種・新技術の導入



集荷、船積み方法の転換

- ・ 鮮度保持のためのコールドチェーンを確保した、産地直送型集荷方法の確立
- ・ 輸送コスト軽減や大ロット輸出のための混載を前提とした集荷から船積みまでの流通体系の構築 等



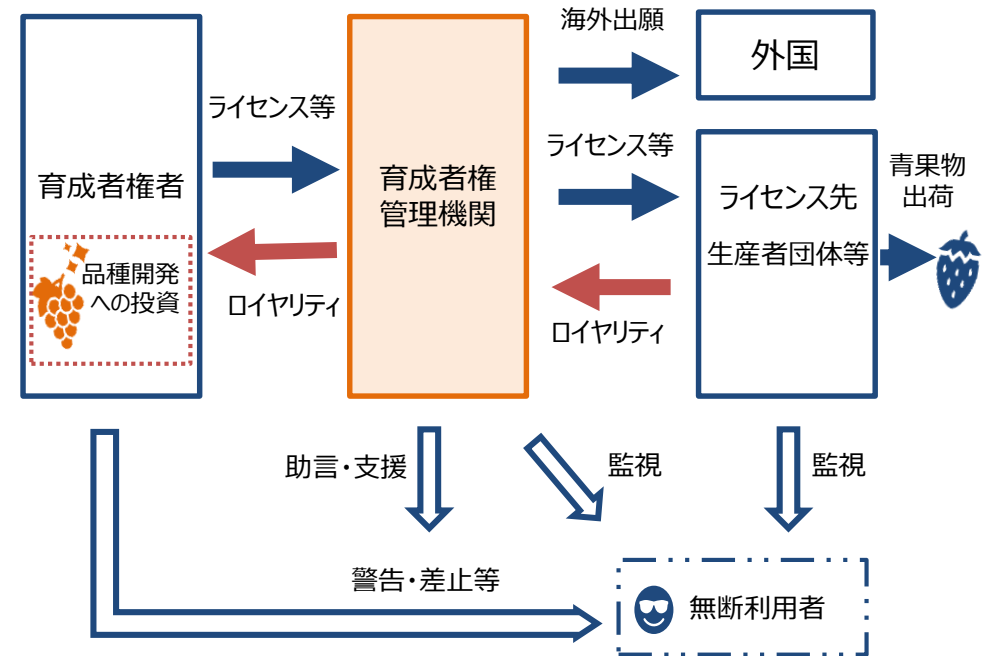
地域密着型の輸出推進体制を構築し、大ロット輸出産地形成の横展開をするとともに、持続可能な農業構造への転換や、ひいては国内生産基盤の強化を図る。

育成者権管理機関の設立、農林水産物・食品のG I 制度の活用

育成者権管理機関の設立

- 育成者権管理機関は、育成者権者に代わって、海外への品種登録や侵害の監視を行うとともに、海外にライセンス（利用許諾）し、育成者権者にロイヤリティ（利用料収入）を還元する機能を果たす。
- まずは、農研機構を中心に、都道府県、日本種苗協会、全農等の関係者が連携し、来年度から海外への品種登録や海外ライセンスの取組に着手し、早期の法人設立を目指す。

【育成者権管理機関のイメージ】



G I 制度の活用

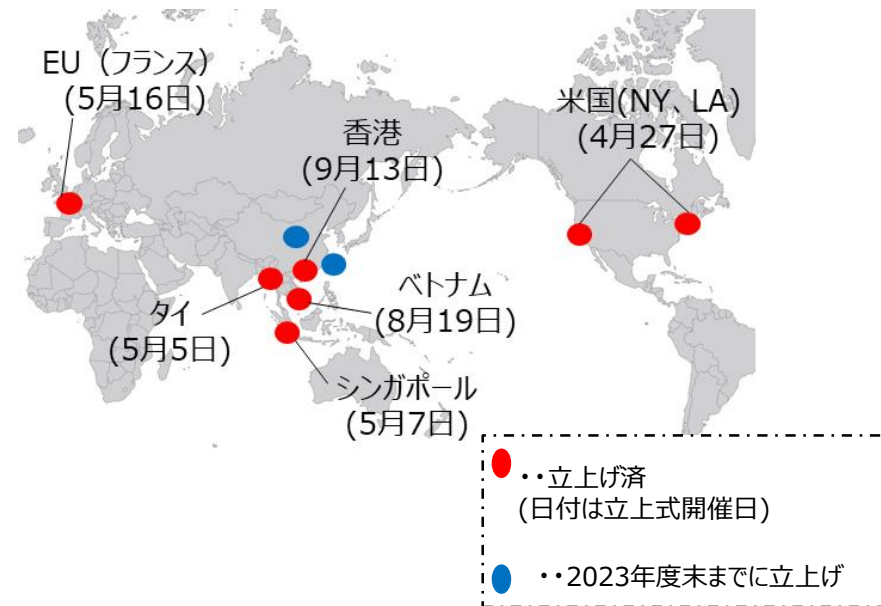
- 加工食品など輸出向け製品の登録を促進する観点から、昨年11月、農林水産物・食品のG I 制度の運用を見直し、例えば、生産実績の年数（25年）に関する登録の要件を知名度の高い産品で緩和するなどしており、G I の更なる活用によりジャパンブランドとして販路開拓を推進する。



輸出支援プラットフォームの体制強化

【輸出支援プラットフォーム体制強化事業（令和4年度補正）】

- 輸出支援プラットフォームの活動を推進し、海外需要の把握、商流構築などを行う。
- 都道府県・輸出支援プラットフォーム連携フォーラムを設置し、輸出支援プラットフォームとの連携により、都道府県の海外プロモーションのより効果的な実施を図る。



その他

輸出とインバウンド消費の相乗効果の発揮

- JETRO・JFOODOは、日本政府観光局（JNTO）と連携に関する覚書を締結して、デジタルマーケティングや海外でのプロモーションイベント等で連携し、日本の農林水産物・食品の輸出市場とインバウンド消費を相乗的に拡大することを目指す。



食品表示制度の見直し

- 食料供給のグローバル化に対応し、輸出促進と合理的な消費選択に資するため、現行の食品表示制度を国際基準（コーデックス規格）との整合性の観点も踏まえ見直す。

農林水産物・食品の輸出に関するお問い合わせ先

農林水産物・食品の輸出促進対策

輸出全体 : https://www.maff.go.jp/j/yusyutu_kokusai/index.html

- 農林水産物・食品輸出本部 : <https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/index-1.html>
- 各種証明書・施設認定 : https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/yusyutu_shinsei.html
- 放射性物質に係る規制・対応 : https://www.maff.go.jp/j/export/e_info/hukushima_kakukokukensa.html

あなたを、
生産者の
日本代表にしたい。

四季の豊かなこの国で、だれかを喜ばせたい一心で取り組む生産者のみなさんへ。
海外各国からのニーズが大きくなっている今、みなさんと輸出の成功事例をつくっていききたい。
このコミュニティにぜひ参加して第一歩を踏み出しませんか。農林水産省が全力でサポートします。



1億人ではなく、
100億人を見据えた
農林水産業へ。



一元的な相談窓口の連絡先

農林水産省 輸出・国際局
輸出支援課 (輸出相談窓口)

☎ 03-6744-7185

平日10時~12時、13時~17時 祝祭日、年末年始を除く

メールからのお問い合わせは、右のQRコードから入って、お問い合わせください。



地方農政局

北海道農政事務所(生産経営産業部 事業支援課)	☎ 011-330-8810
東北農政局(経営・事業支援部 輸出促進課)	☎ 022-263-7071
関東農政局(経営・事業支援部 輸出促進課)	☎ 048-740-5351
北陸農政局(経営・事業支援部 輸出促進課)	☎ 076-232-4233
東海農政局(経営・事業支援部 輸出促進課)	☎ 052-223-4619
近畿農政局(経営・事業支援部 輸出促進課)	☎ 075-414-9101
中国四国農政局(経営・事業支援部 輸出促進課)	☎ 086-230-4258
九州農政局(経営・事業支援部 輸出促進課)	☎ 096-211-8607
沖縄総合事務局(農林水産部 食料産業課)	☎ 098-866-1673

こちらもお役立てください！

農林水産物・食品の
輸出に関するポータルサイト
<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/>



輸出証明書の申請手続き、輸出先国の規制情報など、農林水産物・食品の輸出に関する情報を掲載しています。

更に詳細な情報や、証明書の申請が必要となる等、二次対応が必要な場合には最適な相談先や証明書の申請先等を紹介いたします。